

地域産業委員会
令和3年11月30日・12月1日
産業経済部 資料2番
所管 産業振興課

第91号議案

使用料等の支払請求に関する民事訴訟の提起について

1 経過

区内産業支援施設の利用者は、使用料等を長期間滞納している。区は利用者に対して再三支払督促を行ったが、未だ滞納の解消に至っていない。

2 区への対応

当該利用者に対し、滞納使用料等768万2,509円の支払い及び民事訴訟法(平成8年法律第109号)第259条第1項の規定に基づく仮執行の宣言を求める訴えを提起するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき、議案を提出する。

3 その他

本件訴訟において、必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。